

甲府市との話し合い

報告者 甲府支部支部長 宮下貴文

(R2年5月27日時点)

Vol836 のコロナウイルスに関してサービス利用がない場合でも給付ができるとの内容について

・請求についてはどこまでさかのぼれるのか？3月・4月？

コロナウイルス感染拡大防止と騒がれ出したのが3月くらい。市としても3月くらいが妥当ではないかと考えているが、その前から利用者様の意向でコロナ関連のため利用控えがある場合はその限りではない。

・どのような判断基準か？

一連のプロセスが必要。(計画作成→実行→訪問・モニタリング)

Ex :

○4月の訪問時に5月は通所系サービスや訪問系サービス等の利用の意向があり計画を作成した。5月に入ったがコロナウイルス感染不安から利用を取りやめた場合。→一連のプロセスを行っているとみなし給付費算定可能。

○4月の訪問時に5月はコロナウイルス感染不安から通所系サービスに行きたくない又は訪問系サービス等に来てもらっては困るとのことで計画自体を作成しなかった。→計画作成していないため給付費算定不可。

※等には、短期入所生活介護(療養介護)、福祉用具貸与含む

・予定の利用票・実績の入力方向・支援経過の書き方

上記のようにコロナウイルス関係で本人・家族の都合により、次月はサービス利用しない事が事前に分かり、計画作成していない場合は算定ができません。

コロナウイルスが落ち着いたらサービス利用したいとの希望があり計画作成を行ったが、結果的に利用しなかった場合は算定ができます。どのように本人・家族が話をして計画を立てた等支援経過記録への記載をしておく事が重要。

モニタリングについても今月は利用実績がないと記載し、支援経過にコロナウイルスのため本人が利用しなかった等の記載を行っていく。

実績に関しても0実績として入力等を行い分かるようにしていく。国保連とも甲府市が話を行い、事業所からの実績がなく居宅支援費の請求のみが来た場合も返戻としないとのことです。

・利用者もデイに行きたくない、ケアマネ分かるも利用者に会えない場合はどうするのか？その内容を支援経過記録へ記載してください。居宅支援費の請求ができるかどうかは上記の内容とのこと。

・予防支援についても基本的に同様です。担当の包括支援センターとご相談ください。